

申告時に必要なもの

- ①平成23年中の所得をあきらかにできるもの
- ▼給与所得者は、給与所得に係る源泉徴収票（原本）
- ▼公的年金等所得者は、公的年金等に係る源泉徴収票
- ▼事業（農業等）所得者は、収支内訳書
- ②雑損控除を受けるには、り災証明書、「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等
- ③医療費控除を受けるには、医師等の領収書（領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。）
- また、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となりますので、その領収書
- ④社会保険料控除を受けるには支払証明書（国民年金保険料は支払証明書添付。また、確定申告を役場以外とする方は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書を、各担当課で発行します。）
- ⑤小規模企業共済掛金控除を受けるには支払証明書
- ⑥生命保険料控除を受けるには生命保険料支払証明書
- ⑦地震（旧長期損害）保険料控除を受けるには地震（旧長期損害）保険料支払証明書
- ⑧寄附金控除を受けるには支払証明書
- ⑨勤労学生控除を受けるには学生証の写し
- ⑩住宅借入金等特別控除を初めて受けるには（1年目）
- ・住民票（平成24年1月以降発行のもの）
 - ・借入金の年末残高証明書
 - ・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し
 - ・家屋の登記事項証明書
 - ・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書、売買契約書
 - ・認定長期優良住宅に該当する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書（写し可）または認定長期優良住宅建築証明書
- ⑪申告書等 税務署から用紙が送付されている方
- ⑫印鑑 振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印
- ⑬還付を受ける方は、本人名義の預金通帳

お知らせ

扶養控除が改正されます。

平成23年分の所得税から扶養控除が次のように改正されます。（住民税は平成24年度分から）

- ①一般の扶養親族のうち、年齢が15歳までの方に対する扶養控除（38万円）が廃止されます。（障害者控除は適用されます。）
- ②特定扶養親族のうち、年齢が16歳から18歳までの方に対する扶養控除について、上乘せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされます。
- ③上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げられます。

区 分		控除額（住民税分）
一般の控除対象扶養親族（※1）		38万円（33万円）
特定扶養親族（※2）		63万円（45万円）
老人扶養親族（※3）	同居老親等以外の者	48万円（38万円）
	同居老親等	58万円（45万円）

- ※1 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上の方をいいます。
- ※2 特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、平成23年12月31日現在の年齢が19歳から22歳までの方をいいます。
- ※3 老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、平成23年12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

確定申告書を作成する際、15歳までの方は扶養控除の対象とはなりませんが、住民税の課税所得の算出に扶養人数が必要ですので、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の16歳未満の扶養親族欄の記入を忘れずをお願いします。